

## SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、県内事業者の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を支援することにより、本県全域で脱炭素の取組を促進することを目的として、予算の範囲内において、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「県内事業者」とは、県内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は県内の住所地、事業所の所在地を納税地としている個人事業者で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があるものをいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けた者をいう。
- (3) 「対象施設」とは、県内の事業所（工場、作業場、店舗、事務所その他の事業場等）をいう。また、事業所の所有者が異なる又は他に所有者がいる場合は、補助対象設備の設置について承諾を受けている事業所をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金交付の対象者は、県内事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納している者
- (2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、国から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受ける者
- (3) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の第 2 号から第 7 号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助対象事業及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、知事が別に定める要件を満たすものとする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出期間は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の交付の条件)

第 7 条 知事は、規則第 5 条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（第 9 条第 2 項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年（2012 年）10 月 9 日付け）に基づき、県内企業からの調達に努めること。
- (4) 補助事業を中止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が完了したときは、知事が定める期限までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産については、第16条第1項に規定する期間は、知事の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。

(7) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 交付決定よりも前に着手した事業は、原則として、補助の対象としない。ただし、やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合において、あらかじめ、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金事前着手届（様式第2号）を知事に提出することで、補助事業に事前着手することができる。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の審査により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、申請者に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、申請者に対しその旨を通知するものとする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書を受理した日から30日とする。

(補助事業の着手及び変更)

第9条 補助事業者は、交付決定の後、速やかに補助事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分等を変更する場合には、速やかに、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業の目的の変更

(2) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を超える変更

(3) 補助事業の実施場所の変更

(4) 補助対象設備の規模、主要構造又は主要機能の大幅な変更

(5) その他補助事業の内容の大幅な変更

3 知事は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、SAGA ゼロカーボン 加速化事業（事業者向け）補助金中止承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月 25 日（閉庁日の場合は翌開庁日）のいずれか早い期日までに、規則第 12 条第 1 項の規定により、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金実績報告書（様式第 5 号）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条の実績報告があったときは、検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めたときは、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。  
2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、第 10 条の承認をする場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第 16 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でないときはこの限りではない。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 交付決定の前に届出をせずに補助事業に着手していたとき。
  - (5) 補助事業の遂行ができないとき。
  - (6) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- 2 知事は、前項により取り消しの決定をしたときは、書面により補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定は第 12 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

- 4 知事は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、第16条の規定に基づきその収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、天災地変その他自らの責めに帰すことのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金財産毀損・滅失届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

- 2 処分制限期間内において、補助対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ、SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、知事が前項の規定による承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(報告)

第17条 補助事業者は、発電した電力量や自家消費量等の実績について、少なくとも補助事業の完了年度の翌年度1年分をSAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金状況報告書（様式第9号）により、知事が指定する日までに報告しなければならない。

- 2 前項の規定は第4条に規定する補助事業のうち、別表の太陽光発電設備の導入について適用する。
- 3 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	省エネルギー設備	再生可能エネルギー設備
補助事業	(1) 高効率空調機器の導入 (2) 高効率照明機器の導入	(3) 太陽光発電設備の導入
補助率等	補助対象経費の2分の1以内	5万円/kW（定額）
補助上限額	各150万円	250万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。</li> <li>省エネルギー設備を導入する場合は、原則、再生可能エネルギー設備とセットで導入すること。ただし、温室効果ガスの削減等を定める計画（ロードマップ）を策定し、提出することで省エネルギー設備のみの導入を認めることとする。</li> <li>複数の省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備の導入を合わせて実施することができる。</li> <li>複数の省エネルギー設備の導入を合わせて実施する場合の補助金の上限額は、各150万円、合計300万円とする。</li> <li>同一の県内事業者からは年度内1回、1施設までを申請の上限とする。</li> <li>不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</li> </ul>	

（備考）ただし、補助対象設備は、次の補助要件を満たすものとする。

なお、佐賀県ローカル発注促進要領に基づき、県内企業から調達できるよう努めること。

補助対象設備	補助要件
(1) 高効率空調機器（※1）	対象施設に設置するものであり、従来の空調機器等に対して、30%以上の省CO <sub>2</sub> 効果（※2）が得られるものであること。
(2) 高効率照明機器（※1）	対象施設に設置するものであり、調光制御機能を有するLED（※3）に限る。 また、以下の固有エネルギー消費効率（1m/W）の基準値を満たすこと。 ア 光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上 イ 光源色が温白色・電球色：50以上
(3) 太陽光発電設備	ア 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 イ 増設は対象外とする。既存の太陽光発電設備を全て廃棄して新規導入する場合は補助対象とする。なお、廃棄に係る費用は対象外とする。 ウ 対象施設の存する同一事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置すること。 エ 中古設備でないこと。 オ 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器を備えること。 カ PPA（第三者所有モデル）方式や設備のリースでないこと。 キ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を同一事業所の敷地内で使用（自家消費）すること。 ク 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ケ 令和7年12月1日以降、鹿島市内に設置する事業所は対象外とする。

※1 県内の事業所（既存建築物）において、既存設備に代えて導入する設備で既存設備と同一の目的で使用し、使用用途が同じであり、かつ、設置に際して工事を伴う設備を対象とする。補助対象となる設備は、更新する対象設備ごとに補助要件を満たす必要があり、さらに更新設備は既存の設備と比較してエネルギー消費量が削減される設備とする。

※2 「30%以上の省CO<sub>2</sub>効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生するCO<sub>2</sub>量を比較（設備の効率向上及び燃料転換によるCO<sub>2</sub>発生量差を加味）し、発生するCO<sub>2</sub>発生量が70%以下になることをいう。ただし、電力会社変更によるCO<sub>2</sub>削減効果（排出係数変更）を加味しないものとする。また、複数の機器を対象に申請している場合は、機器ごとに条件を満たすものとする。

※3 「調光制御機能を有するLED」とは、次のいずれかの機能を有するLEDをいう。

- ・スケジュール制御（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）
- ・明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能）
- ・在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）